

平成 17 年 12 月 12 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する
当面の取扱い(案)」に対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 持分法適用関連会社の取扱いについて

本公開草案により「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」(監査委員会報告第 56 号)における子会社の取扱いが改正されることになる。一方、持分法適用関連会社(以下、「関連会社」という。)においては、「持分法会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第 9 号)において「会計処理の原則及び手続の統一」を規定しているが、本公開草案では、今回の変更による関連会社の取扱いについては明確にされていない。

関連会社に関しては、連結における「会計処理の原則及び手続の統一」に基づいて行うことが原則とはされているものの、元来、関連会社に影響を及ぼす程度は子会社と比較し小さいものであり、かつ、連結財務諸表に与える金額的インパクトは小さいものと考えられる。また、複数の会社がある持分法適用会社を関連会社としている場合も想定され、複数の会社に対して会計処理の原則及び手続の統一を実施することは当該関連会社にとって負荷の大きいものであると考えられる。したがって、当面の間、在外関連会社は会計処理統一の範囲外としていただきたい。

2. 海外子会社等の「連結の範囲」の取扱いについて

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第 60 号)の「8 海外の子会社等が連結財務諸表を作成している場合の連結子会社及び持分法適用関連会社の範囲について」におけるただし書きには、「海外子会社又は関連会社が連結財務諸表を作成してお

り、これに基づいて連結又は持分法の適用を行う場合に、当該国の連結等の範囲の基準に準拠して連結子会社及び持分法適用関連会社を決定しているときには、明らかに不合理と考えられる場合を除き、監査上妥当なものとして取り扱うことができる」との記載があるが、本実務対応報告適用後の取扱いを明らかにしていただきたい。

3．重要性の原則の適用について

重要性の低い子会社で、米国会計基準もしくは国際財務報告基準で財務諸表を作成していない子会社も想定されるが、そのような子会社においては報告体制（システム整備・人員配置）が整備されていないものと想定され、その財務上のインパクトに比し、会計処理の原則及び手続を統一することのコストは看過できないものと考えられる。したがって、剰余金に与えるインパクトが一定の水準以下の会社については、本件統一の対象外とするなど、一定の配慮を検討していただきたい。

4．「5項目以外の会計処理」について

「当面の取扱い」に記載されている「5項目以外の会計処理」に関し、「それぞれの会計基準における考え方は乖離していないが、適用の段階において相違が生ずるもの」について、どのような事例を想定しているのか具体例を示していただきたい。

5．適用時期について

すべての在外子会社に対して会計処理の統一を実施する場合、米国会計基準もしくは国際財務報告基準を既に適用している在外子会社も含め、多少なりとも本邦基準と現地基準との二重管理が不可欠となり、本規定適用までの約2年という短期間で、親会社及び子会社各々（特に子会社）のインフラ整備（新たなシステム環境の構築、人員配置等）を迫られることとなる。現地法人による海外展開を行っている企業については、場合によっては、整備負担による海外戦略の見直し等が必要となるケースも想定される。

したがって、適用時期については、インフラ整備等の準備期間を勘案し、1年程度の延期もしくは経過措置を設定していただきたい。

以 上